

# 悪質な粗大ゴミ回収業者にご注意を!

最近軽トラックなどで町内を巡回し、粗大ゴミを回収する業者と排出者の間でのトラブルが全国的に問題になっています。

(例えば、「無料」もしくは「買い取り」のように振る舞い、荷物を積み込んでから高額な金銭を請求されるニュースが新聞に掲載されていました)

## 法律違反です

許可なく「事業」として他人のごみ(一般廃棄物)を運搬・処理することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。



八百津町の、一般廃棄物(ごみ)許可業者が、軽トラック等でアナウンスしながら廃棄物の回収をすることはありません。

## もしもあなたの出したごみが回収業者により不法投棄されてしまったら?

家の前で粗大ゴミ回収を呼びかけていた業者に、不要になった粗大ゴミを渡しました。後日、そのゴミの一部が不法投棄されていたため、排出者であるあなたに警察から呼び出しがかかり、排出責任を問われて処理費用を負担することになります。

## ゴミ処理についてのご相談は!

八百津町役場  
水道環境課 環境衛生係まで  
TEL.43-2111 (内線2126)

